

みえ県民力ビジョン
第三次行動計画（仮称）
〔最終案〕

【医療保健部関係分】

令和元(2019)年 11 月

三 重 県

政策体系の見直し案一覧表

【第二次行動計画】

【第三次行動計画(仮称)最終案】

政策	施策	基本事業	施策	基本事業
I 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～				
2 命を守る	121	地域医療提供体制の確保	121	地域医療提供体制の確保
		12101 地域医療構想の実現		12101 地域医療構想の実現
		12102 医療分野の人材確保		12102 医療分野の人材確保
		12103 救急医療等の確保		12103 救急医療等の確保
		12104 医療安全体制の確保		12104 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供
		12105 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供		12105 適正な医療保険制度の確保
	122	介護の基盤整備と人材の育成・確保	122	介護の基盤整備と人材の育成・確保
		12201 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上		12201 介護基盤の整備促進
		12202 介護従事者の確保		12202 介護人材の確保
		12203 介護基盤の整備促進		12203 認知症施策先進県に向けた取組
		12204 在宅生活支援体制の充実		12204 介護予防・生活支援サービスの充実
	123	がん対策の推進	123	がん対策の推進
12301 がん予防・早期発見の推進		12301 がん予防・早期発見の推進		
12302 がん医療の充実		12302 がん医療の充実		
12303 緩和ケアの推進		12303 がんとの共生		
124	こころと身体の健康対策の推進	124	健康づくりの推進	
	12401 健康づくり・生活習慣病予防活動の推進		12401 健康づくり・生活習慣病予防活動の推進	
	12402 歯科保健対策の推進		12402 歯科保健対策の推進	
	12403 こころの健康づくりの推進		12403 難病対策の推進	
4 暮らしの安全を守る	144	薬物乱用防止と動物愛護の推進等	144	医薬品等の安全・安心確保と動物愛護の推進
		14401 薬物乱用防止対策の推進		14401 医薬品等の安全な製造・供給の確保
		14402 人と動物との共生環境づくり		14402 人と動物との共生環境づくり
		14403 医薬品等の安全な製造・供給の確保		14403 薬物乱用防止対策の推進
	145	食の安全・安心確保	145	食の安全・安心確保
		14501 食の安全・安心確保		14501 食品の安全・安心確保
		14502 農水産物の安全・安心確保		14502 農畜水産物の安全・安心確保
	146	感染症の予防と拡大防止対策の推進	146	感染症の予防と拡大防止対策の推進
		14601 感染症予防のための普及啓発の推進		14601 感染症予防のための普及啓発の推進
		14602 感染症危機管理体制の整備		14602 感染症危機管理体制の整備
		14603 感染症対策のための相談・検査の推進		14603 感染症対策のための相談・検査の推進

施策121 地域医療提供体制の確保

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

病床の機能分化・連携、医療従事者の確保等、地域の医療提供体制の充実に取り組むとともに、県民の皆さんと将来のあるべき医療提供体制を共有することで、患者の状態に応じた適切な医療が提供される体制の整備が進んでいます。

現状と課題

- 「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、地域における効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するため、病床の機能分化・連携、在宅医療等の充実に向け取組をさらに進めていく必要があります。
- 医師確保対策を総合的に進めてきたところ、過去10年間（平成18（2006）～平成28（2016）年）の医師数の増加が全国13位となるなど、若手医師を中心に、県内の医師数は着実に増加しています。
- 一方、人口10万人あたりの医師数は、依然として全国平均を下回っているなど、医師不足の状況は続いており、また、地域偏在や看護職員の不足等も課題となっていることから、地域医療に従事する医師・看護職員の確保・定着を図っていく必要があります。
- 救急搬送件数が増加する中、高齢化の進展等をふまえ、救急医療体制をより一層、充実・強化していく必要があります。また、安全・安心な医療を確保するため、県内医療機関における医療安全体制の強化を図っていく必要があります。
- こころの医療センター、一志病院および志摩病院においては、地域医療構想など病院を取り巻く状況をふまえながら、県立病院に求められる役割を適切に担うとともに、より一層健全な病院経営に努めていく必要があります。
- 国民健康保険の財政運営の責任主体として、市町と共に各市町の保険財政の安定化や医療費適正化を図っていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが住み慣れた地域で、安心して必要な医療を受けられるよう、県民一人ひとりが医療提供体制に関する理解を深め、適切な受療行動につなげていくことや、地域の関係者が医療機関の役割分担や連携体制について協議する場を設けて意思形成していくことを通じて、県民や関係者の皆さんと共に、地域の実情に応じた医療提供体制の構築を進めます。

取組方向

■ **基本事業 1 地域医療構想の実現**

地域医療構想の実現に向けて、県内8地域の地域医療構想調整会議等において、関係者による協議を進めるとともに、地域において不足する医療機能を担う病床や在宅医療提供体制の整備支援等に取り組めます。

■ **基本事業 2 医療分野の人材確保**

医師の地域偏在等の解消により地域における医療提供体制を確保するため、医師確保計画に基づき、地域医療に従事する医師確保対策に取り組めます。

また、看護職員の確保に向けて、「人材確保」、「定着促進」、「資質向上」、「助産師確保」の4つの視点から総合的に看護職員確保対策に取り組めます。

■ **基本事業 3 救急医療等の確保**

救命救急センターの運営やドクターヘリの運航、二次救急医療機関や周産期母子医療センターの運営支援、救急医療情報システムや子ども医療ダイヤルの運営、県民への啓発活動等、救急医療体制の整備等を進めるとともに、医療安全の推進に取り組めます。

■ **基本事業 4 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供**

県立病院では良質で満足度の高い医療サービスを提供するとともに、適切な経営計画に基づく健全な病院経営を進めます。また、志摩病院の指定管理者に対して適切な指導監督を行います。

■ **基本事業 5 適正な医療保険制度の確保**

国民健康保険財政を安定的に運営するため、「三重県国民健康保険運営方針」に基づき、財政運営の責任主体として各市町の保険財政の安定化や事務の効率化に取り組むとともに、医療に要する費用の適正化が図られるよう、各市町における地域の実情に応じた予防・健康づくりの取組を支援します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
病院勤務医師数	2,142人 (30年度)	2,292人	県内の病院で勤務する常勤医師数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
地域医療構想の進捗度	48.5%	79.0%	地域医療構想における必要病床数の達成に向けた、医療機能ごとの割合の進捗度と、病床総数の進捗度の平均
看護師等学校養成所の定員に対する県内就業者の割合	70.2% (30年度)	71.4%	県内看護師等学校養成所の定員に対する県内に看護職員として就業した者の割合

施策122 介護の基盤整備と人材の育成・確保

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

利用者のニーズに応じた介護サービス等が一体的に提供されるとともに、地域住民等による見守りや多様な生活支援が行われるなど、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムが構築され、高齢者が介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしています。また、介護基盤の整備と介護人材の確保等により、特別養護老人ホームへの入所待機者が解消されています。

現状と課題

- 団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制（地域包括ケアシステム）を深化・推進していく必要があります。
- 施設サービスを必要とする方の増加が見込まれる中で、市町と連携し、介護基盤の整備を進めることにより、特別養護老人ホームの入所待機者の解消を図る必要があります。
- 介護ニーズが増加する中で、介護サービスの担い手となる介護人材の確保が課題となっており、市町や関係団体と協働して、総合的な対策を行っていく必要があります。
- 認知症高齢者の増加が見込まれることから、早期から適切な診断や対応ができるよう医療と介護の連携を図るとともに、若年性認知症の方も含め、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、それぞれの地域で本人と家族を支えるための支援体制を構築していく必要があります。
- 高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、まちづくり活動と連携し、それぞれの地域特性に応じた介護予防・重度化防止の取組や生活支援サービスの充実を図る必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

介護が必要となったり、認知症になっても、高齢者が安心して、可能な限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、元気な高齢者をはじめとする地域のさまざまな主体による生活支援サービスの充実や、認知症サポーターの養成および活動促進等に市町や関係団体と連携して取り組み、介護や認知症に対する県民の理解と支援の輪を広げ、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を図ります。

取組方向

■ 基本事業1 介護基盤の整備促進

特別養護老人ホーム等の介護施設の整備を行うとともに、市町等における介護保険事業の安定的な運営を支援します。

■ 基本事業2 介護人材の確保

介護人材の確保のため、三重県発の取組である「介護助手」のさらなる普及展開に向けた支援、業務負担の軽減に資する介護ロボット等の導入促進を行うとともに、市町や事業者団体等と協働し、参入促進、資質向上、労働環境の改善等の取組を行います。

■ 基本事業3 認知症施策先進県に向けた取組

「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症の人の視点を積極的に取り入れたピアサポートの推進、認知症サポーターのステップアップによるチームオレンジの立ち上げ支援と活動促進、市町との協働によるSIB^{注1}を活用した認知症予防に係る取組の検討等を行い、認知症施策を先進的・総合的に推進します。

■ 基本事業4 介護予防・生活支援サービスの充実

高齢者の自立した日常生活の支援、介護予防・重度化防止等に係る市町、地域包括支援センター等の取組を支援するため、研修会の開催、アドバイザーの派遣等を行います。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	210人 (30年度)	0人	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数（入所を辞退した者等を除く実質的な待機者数）

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
特別養護老人ホーム施設整備定員数（累計）	10,408床 (30年度)	10,998床	特別養護老人ホーム（広域型、地域密着型およびショートステイの転換）の施設整備定員数
県内の介護職員数	27,818人 (29年度)	33,849人 (4年度)	都道府県介護職員数の県内介護職員数（厚生労働省「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」）

注) 1 SIB: ソーシャル・インパクト・ボンド。民間の活力を社会的課題の解決に活用するため、民間資金を呼び込み成果報酬型の委託事業を実施する新たな社会的インパクト投資の取組。

施策123 がん対策の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少するとともに、がんと向き合って生活していく患者やその家族への支援が進んでいます。

現状と課題

- がんは、県内における死亡原因の第1位であり、重要な健康問題の一つとなっています。「三重県がん対策推進条例」に基づき、さまざまな主体が連携・協力して、「がん予防」「がん医療の充実」「がんとの共生」など、それぞれの段階に応じた総合的ながん対策を推進していく必要があります。
- がんの予防や早期発見を推進するためには、生活習慣の改善や、がん検診および精密検査の受診率向上を図る必要があります。また、学習指導要領の改訂をふまえたがん教育を推進する必要があります。
- 国のがん診療連携拠点病院の整備指針をふまえ、県内のがん診療連携体制を整備するとともに、蓄積されたがん登録データを活用して、がんの早期発見やがん治療の推進につなげる必要があります。
- がん患者やその家族の持つ不安や悩みを軽減し、がんと共生しながら可能な限り質の高い療養生活を送ることができるよう、緩和ケアの推進や、相談支援体制、情報提供等の充実が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

企業、関係機関・団体、市町との連携により、がんに対する啓発活動を行い、がん検診および精密検査の受診率の一層の向上を図ります。また、蓄積された精度の高いがん患者罹患状況等の情報を分析し、がん予防等へ積極的に活用していきます。さらに、がん患者とその家族が、がんと向き合いながらよりよい療養生活を送ることができるよう相談体制等の充実を図ります。

取組方向

■ 基本事業1 がん予防・早期発見の推進

避けられるがんを防ぐため、がんに対する正しい知識の普及啓発や、医療関係者および教育関係者と連携した児童、生徒へのがん教育を推進します。また、ナッジ理論^{注1}などの手法を活用したがん検診の受診勧奨や、「三重とこわか県民健康会議」において企業、関係機関・団体、市町との連携によるがん検診および精密検査受診率の向上を図ることにより、がんによる死亡率のより一層の低減に取り組みます。

■ 基本事業2 がん医療の充実

県内のがん患者が適切ながん医療を受けられるよう、がん診療連携体制の一層の充実を図るとともに、医科歯科連携等、多職種との連携を推進します。また、がん登録により得られた罹患率、生存率等のデータの分析結果について、がんの早期発見やがん治療の推進につながるよう、市町、医療機関等と連携しながら、情報の利活用を進めます。

■ 基本事業3 がんとの共生

がん患者やその家族が診断時から適切な緩和ケアを受け、療養生活の質の向上を図るため、緩和ケアに係る人材育成を支援します。また、がんに対する不安等を軽減するため、ライフステージに応じた支援の充実を図るとともに、治療と仕事の両立を支援するため、関係機関や団体、医療機関等と連携した就労支援の取組を推進します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)	67.4 (29年度)	60.9 (4年度)	がんによる75歳未満の死亡状況について、年齢構成を調整した県の人口10万人あたりの死亡者数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん 41.1% 子宮頸がん 47.8% 大腸がん 26.8% (29年度)	乳がん 55.0% 子宮頸がん 55.0% 大腸がん 50.0% (4年度)	乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率
がん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携準拠点病院指定数	7か所 (30年度)	10か所	手術、薬物療法およびこれらの効果的な組み合わせによる、がんの標準的・集学的治療を提供する医療機関数(がん診療連携拠点病院は国指定、三重県がん診療連携準拠点病院は県指定)
がん患者等の就労について理解を得られた企業数(累計)	1,045社 (30年度)	2,286社	説明会および事業所訪問で就労支援について理解を得られた企業数

注1 ナッジ理論：行動経済学で用いられる理論のひとつで、「選択の余地を残しながらも、より良い方向に誘導する方法」のこと。「ナッジ(nudge)」とは「そっと後押しする」という意味。

施策124 健康づくりの推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

企業、関係機関・団体、市町と連携して健康づくりに取り組み、病気の予防、早期発見、治療、療養生活の質の維持向上のための対策が進み、県民一人ひとりが適正な生活習慣を身につけることにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等にかかった時も、適切な治療や支援を受けています。

現状と課題

- 「人生100年時代」を迎える中、県民の皆さんの健康への関心がより一層高まっている一方で、県民の皆さんの約半数が健康づくりに取り組んでいないことが課題となっています。
- 糖尿病については、年齢調整受療率は全国第2位となっているものの、新規透析患者数は減少傾向にあります。糖尿病などの生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るため、企業、関係機関・団体、市町と連携し、健康づくりの取組を進めるとともに、県民による主体的な健康づくりの推進に取り組んでいます。
- 人口減少が進む中、地方創生を推進し、若者に選ばれる三重につなげるためには、企業における健康経営の推進が必要です。
- 「全国トップクラスの健康づくり県」をめざすため、Society 5.0やSDGsなどの新しい考え方を取り入れ、さまざまなデータや最新テクノロジーを活用しながら、健康無関心層を含めた全ての県民に対して、健康づくりの取組を推進するとともに、企業における主体的な健康経営の取組を推進することが必要です。
- おし歯のない12歳児の割合が全国平均を下回る状況が続いていることから、効果的なおし歯予防対策が必要です。また、さまざまなニーズに対応するため、在宅歯科医療や障がい児（者）歯科診療、医科歯科連携の推進が必要です。
- 難病医療費助成制度の円滑な運営のために、難病指定医の育成や指定医療機関の増加に取り組むとともに、難病患者が身近な医療機関で適切な治療を継続できるように、拠点病院、協力病院が連携し、さまざまなニーズに対応できる医療提供体制の拡充に取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

企業、関係機関・団体、市町など、健康づくりに関するさまざまな主体・分野が連携し、オール三重で健康づくりに取り組むことで、健康無関心層を含めた全ての県民にアプローチを図り、「誰もが健康的に暮らせるとこわか三重」の実現をめざします。

取組方向

■ 基本事業1 健康づくり・生活習慣病予防活動の推進

生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るため、企業、関係機関・団体、市町と連携し、さまざまなデータや最新テクノロジーを活用しながら、県民が主体的に取り組む健康づくりや企業の健康経営の取組を推進するなど、社会全体で継続的に健康づくりに取り組みます。

■ 基本事業2 歯科保健対策の推進

全身の健康につながる歯と口腔の健康を保つことで、生涯にわたり生活の質の向上が図られるよう、ライフステージに応じた歯科疾患予防や口腔機能の維持・向上に取り組めます。また、むし歯予防の効果が高いフッ化物洗口の実施に向けて、教育委員会等と連携して積極的に取り組むとともに、地域口腔ケアステーションを核とした在宅歯科保健医療連携などに取り組めます。

■ 基本事業3 難病対策の推進

難病指定医等の育成や指定医療機関の増加により、医療費助成制度を円滑に運営するとともに、拠点病院を中心とする医療提供体制の拡充に取り組めます。また、難病患者等の療養生活の質の向上を図るため、生活・療養相談、就労支援を行います。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
健康寿命	男性 78.5 女性 80.9 (29年度)	男性 79.6 女性 81.4 (4年度)	国の定める健康づくりの基本的方針である「健康日本 21 (第2次)」の目的のひとつであり、県民が日常的に介護を必要とせず、自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
特定健康診査受診率	52.2% (29年度)	59.7% (4年度)	三重県保険者協議会に所属する医療保険者が行う特定健康診査(生活習慣病に関する健康診査)の受診率
フッ化物洗口を実施している施設数(累計)	159施設 (30年度)	259施設	フッ化物洗口を実施している幼稚園、保育所等の数

施策144 医薬品等の安全・安心の確保と動物愛護の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により医薬品等の安全が確保されるとともに、生活衛生営業施設等の衛生が確保され、安全なサービスや製品が提供されています。

また、さまざまな主体と連携し地域全体で取り組むことで、動物の殺処分がなくなるとともに、薬物が容易に入手できない環境が整備されています。

現状と課題

- 医薬品等製造業者等への監視指導や、県民の皆さんへの医薬品等の適正使用のための情報提供などを行うとともに、患者本位の医薬分業の実現等をめざし「かかりつけ薬剤師・薬局」を推進しています。引き続き、医薬品等の品質、有効性および安全性の確保を図るとともに、将来にわたり安全な血液製剤を安定的に確保するため、若年層に対する献血啓発などに取り組む必要があります。
- 動物愛護管理の拠点として三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を平成29（2017）年5月に開所し、動物愛護教室などの普及啓発活動、飼い主への終生飼養の指導や飼い主のいない猫の不妊・去勢手術などの引取り数を減らす取組、譲渡事業等に取り組んだところ、犬・猫の殺処分数が大幅に減少しました。引き続き、人と動物が安全・快適に共生できる社会をめざし、取組を推進する必要があります。
- 民間団体、学校、市町等の関係機関と連携し、薬物乱用防止に関する啓発、取締りなどに取り組んでいます。近年、若年層を中心に大麻事犯検挙者数が増加していることから、これまで以上に薬物乱用防止対策を進める必要があります。
- 生活衛生営業施設等に対する監視指導や衛生管理に関する講習会等を行っています。引き続き、施設における衛生確保を図るため、監視指導などに取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

安全な製品やサービスが供給され安心して利用できるよう、医薬品等製造業者等や生活衛生営業施設等営業者に自主管理を促すとともに、県民一人ひとりの献血意識の向上に取り組みます。

また、県民一人ひとりが安心して豊かに暮らせるよう、関係機関等と連携し、動物を愛護する意識の向上や動物愛護管理の取組を推進するとともに、薬物乱用防止に係る意識啓発を行うなど、薬物乱用防止の取組を強化します。

取組方向

■ 基本事業1 医薬品等の安全な製造・供給の確保

医薬品等製造業者等の監視指導を行うとともに、県民の皆さんに対する医薬品等の適正使用に関する啓発や知識の普及を図るほか、「かかりつけ薬剤師・薬局」の推進に努めます。また、献血について、県民の皆さんへの啓発に加え、高校生などを対象としたセミナーの開催や献血ボランティア活動の推進を通じた若年層の献血者の確保に取り組みます。

■ 基本事業2 人と動物との共生環境づくり

人と動物が安全・快適に共生できる社会をめざし、三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を県の動物愛護管理の拠点として、さまざまな主体と連携しながら、譲渡事業等、殺処分をなくすための取組等を推進するとともに、災害時におけるペットの防災対策や人型ロボットの配置により収集した情報の利活用等に取り組みます。

■ 基本事業3 薬物乱用防止対策の推進

学校等における薬物乱用防止教室などの講習会や「ダメ。ゼッタイ。」普及運動などの啓発による「未然防止対策」、警察等関係機関と連携した「取締対策」、さらに薬物依存症者やその家族等に対する支援を中心とした「再乱用防止対策」の3つの対策により、薬物乱用を許さない社会環境づくりを進めます。

■ 基本事業4 生活衛生営業施設等の衛生確保

生活衛生営業施設等の監視指導や講習会等を行い、生活衛生営業施設等事業者の自主的な衛生管理の促進を図ります。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
やむを得ず殺処分を行った犬・猫の数	115匹 (30年度)	0匹	保健所に収容した犬・猫のうち、やむを得ず殺処分を行った犬・猫の数(治療の見込みがない病気などの理由により殺処分した数を除く)

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県内の医薬品等製造施設のうち不良医薬品等を出さなかった施設の割合	98.8% (30年度)	100%	県内の医薬品等製造施設のうち、重篤な健康被害の原因となる不良医薬品等や健康被害の原因となる可能性のある不良医薬品等を出さなかった施設の割合
献血を行った10代の人数	2,095人 (30年度)	2,400人	県内の献血ルームおよび献血バスで献血を行った10代の人数
薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた県内学校の児童生徒等の人数	54,702人 (30年度)	58,000人	薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた県内の小中学校、高等学校の児童生徒や大学生等の人数
健康被害が発生しなかった生活衛生営業施設の割合	100% (30年度)	100%	生活衛生営業施設(公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、旅館、興行場)のうち健康被害の発生がなかった施設の割合

施策145 食の安全・安心の確保

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通から消費に至る全ての過程において監視指導等を行うとともに、家畜伝染病等の食に関わる課題に対して、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられている体制が整備され、安全で安心な食品が供給されています。

現状と課題

- 食の安全・安心の確保のためには、食品関連事業者や生産者のコンプライアンス意識の向上を図るとともに、自主的な取組を促進することが必要です。また、消費者自らが食品に対する知識と理解を深め、判断・選択することが必要なことから、食品関連事業者、生産者および行政の取組を知る機会を増やし、相互理解を促進することが必要です。
- 食品の製造・加工・流通から消費に至る過程において、衛生管理や食品表示等の監視指導、食品の検査等に取り組んでいます。引き続きこれらの取組を実施し、県内に流通する食品の安全性を確保する必要があります。
- 食品事業者は、「食品衛生法」の改正に伴うHACCP^{注1}に沿った衛生管理や、「食品表示法」の経過措置期間終了による新制度に基づく食品表示に対応する必要があることから、HACCPに沿った適切な衛生管理や新制度に基づく適切な食品表示が行われていることを確認する必要があります。
- 食の安全・安心に対する消費者の不安を解消するため、農薬、肥料、動物・水産用医薬品や飼料等の適正使用の管理ならびに安全・安心な農水産物の生産システムの構築を図る必要があります。
- 家畜伝染病の発生防止に向け、県内畜産農場における防疫体制の強化を図る必要があります。特に、県内での野生イノシシへのCSF^{注2}感染をふまえ、各農場における飼養衛生管理基準の遵守・徹底など、発生防止に向けた取組を進めるとともに、家畜伝染病の発生による畜産物への風評被害対策に取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

安全で安心な食品が供給され、県民の皆さんが安心して暮らせるよう、食品関連事業者や関係団体の皆さんなど幅広い分野の方々と連携して、食品関連事業者等のコンプライアンス意識の向上や自主管理の促進、消費者への啓発等に取り組むとともに、リスクコミュニケーションの機会を通じて相互理解を深めます。

注) 1 HACCP : Hazard Analysis Critical Control Point (危害分析重要管理点) の頭文字。食品の製造において、施設の清掃や食品取扱者の衛生管理等の従来的一般衛生管理に加え、製造の工程ごとに微生物や異物混入の危険があるか分析し、管理することで食品の安全性を高め、食中毒等の被害を未然に防ぐ衛生管理方法。

注) 2 CSF : CSF (Classical Swine Fever) ウイルスにより起こる豚、イノシシの熱性伝染病。「家畜伝染病予防法」に基づき家畜伝染病に指定されており、豚やイノシシへの強い伝染力と高い致死率が特徴であり、人に感染することはない。

取組方向

■ 基本事業1 食品の安全・安心の確保

食品関係施設への監視指導等を行い、食品の検査や食品表示の適合性の確認を実施するとともに、食品事業者のHACCPに沿った衛生管理の運用状況を確認します。

また、と畜検査・食鳥検査を全頭（羽）実施するとともに、と畜場や食鳥処理場についてもHACCPに沿った衛生管理の運用状況を確認します。

■ 基本事業2 農畜水産物の安全・安心の確保

食品関連事業者や生産者におけるコンプライアンス意識の向上を図るとともに、食の安全・安心に関する消費者との相互理解を深めるため、積極的な情報提供や研修会、意見交換会等によるコミュニケーションの醸成・充実に取り組みます。また、CSF等家畜伝染病の発生による畜産物への風評被害の未然防止対策に取り組みます。

米トレーサビリティ法や「農産物検査法」等に基づく監視指導体制を強化するとともに、農水産物の生産工程管理および衛生管理の促進、さらに、「家畜伝染病予防法」に基づく飼養衛生管理基準の遵守・徹底等を図ります。特に、CSFについては、飼養豚に対する予防的ワクチン接種の取組を進めるとともに、野生動物や人、車両等を介した農場へのウイルスの侵入防止対策を徹底指導します。さらに、野生イノシシへのCSF感染拡大を防止するため、経口ワクチンの散布や生息数の低減に取り組みます。

主指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
HACCPに沿った衛生管理を適切に運用している施設の割合	-	100%	HACCPに沿った衛生管理が適切に運用されていることを監視等により確認した施設（不適切であったが指導等により改善したものを含む）の割合

副指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
食品表示を適切に行っている食品関連事業者の割合	100% (30年度)	100%	食品表示が適切に行われていることを監視等により確認した食品関連事業者（不適切であったが指導等により改善したものを含む）の割合
特定家畜伝染病発生防止率	81.9%	100%	発生農場での全頭（羽）殺処分が必要な家畜伝染病の発生および感染拡大を防止した割合

施策146 感染症の予防と拡大防止対策の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止策をとることにより、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

現状と課題

- 感染症予防を普及啓発するための人材の養成や感染症発生動向調査システムの活用による情報発信等を行うことで、危険性の高い感染症の集団発生の抑止に取り組んでいます。今後も感染症の流行状況に応じた情報発信や普及啓発が必要であることから、感染予防に関する研修会の開催やシステム活用による情報発信等、感染予防・拡大防止の取組を推進していくことが必要です。
- エボラ出血熱や新型インフルエンザ等、発生すると社会的影響の大きい感染症について、適切な治療や防疫措置を講じるため、感染症指定医療機関の運営や設備整備への支援、防疫用品等の備蓄・更新、発生に備えた関係機関と連携した訓練を行っています。今後も、関係機関と連携した訓練を行うなど、防疫体制の充実を図る必要があります。
- HIV（エイズの原因となるウイルス）や肝炎ウイルスに対しては、無料検査や相談により、早期発見・早期治療を促進するとともに、風しんについては、妊娠を希望する女性等を対象に無料の抗体検査等を実施し、感染予防につなげる取組を行っています。引き続き、無料検査や相談についての広報を行うなど、感染予防・拡大防止に向けた取組を行っていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

感染症に関して不安を感じることなく、安心して暮らすことができるよう、感染症発生動向調査システム等を活用して情報提供を行い、県民一人ひとりが、感染予防に理解を深め、適切な予防行動が行うことができるよう取り組みます。また、発生すると社会的影響が大きい感染症については、適切な防疫措置ができるよう、関係機関と連携を進めます。

取組方向

■ 基本事業1 感染予防のための普及啓発の推進

感染症の流行状況に合わせて適切に感染予防・拡大防止を図るため、引き続き、研修会の開催による普及啓発や、感染症発生動向調査システムの活用による情報の収集・整理・分析を行い、情報発信をしていきます。

■ 基本事業2 感染症危機管理体制の整備

発生すると社会的影響の大きい感染症の発生に備え、防疫用品等の備蓄・更新を行うとともに、医療機関、消防、警察等の関係機関と連携して患者搬送や情報伝達の訓練等を実施し、発生時に迅速な対応ができるよう体制を整えます。

■ 基本事業3 感染症対策のための相談・検査の推進

麻しんや風しんについては、有効な予防手段であるワクチン接種を進めていきます。また、HIVや肝炎については、無料検査を実施するとともに、受検者の増加に向けて、イベント等にあわせて啓発を行います。さらに、保健所等での相談体制の充実を図り、陽性者が安心して治療ができる体制の整備を進めます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
危険性の高い感染症発生数のうち集団発生が抑止できた割合	100% (30年度)	100%	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、一、二、三類感染症発生数のうち、集団発生が抑止できた割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
感染症危機管理に関する訓練実施率	50.0% (30年度)	100%	感染症危機管理体制整備のために県内全域で実施する訓練の実施率（本庁および各保健所ごとに、年1回以上実施）
定期接種における麻しん、風しんワクチンの接種率	95.6% (30年度)	100%	「予防接種法」に基づく麻しん、風しんの第2期接種時期におけるワクチン接種率（対象年度の4月1日現在の接種対象者数のうち、当該年度における接種者数の割合）

施策の数値目標

各施策に設定した、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標である「主指標」と、施策を適切に評価する際に、県の取組によって得られた成果や県の取組の効果がわかる指標で、「主指標」を補足するのにふさわしい代表的な指標である「副指標」の一覧です。

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
121	主指標	変更	病院勤務医師数	医師確保については、これまで医師修学資金貸与制度や専門研修プログラムへの対応など県内の病院勤務医を確保する対策を中心に実施してきたこと、依然として病院勤務医の地域偏在がより大きいことから、指標に選定しました。	医師確保計画では、令和5（2023）年の目標医師数を4,124人とすることをふまえ、医療施設の医師数を毎年度33人増加させることとし、うち県内病院で勤務する医師数30人の増加をめざして、令和5年度の県内病院で勤務する医師数を2,292人に目標設定しました。	2,142人 (30年度)	2,292人
121	副指標	変更	地域医療構想の進捗度	地域医療構想の実現に向けては、各年度における医療機能ごとの病床の割合を必要病床数の割合に近づけるとともに、全体の病床数も必要病床数と同規模にする必要があることから、「医療機能ごとの割合の進捗度」と「病床総数の進捗度」の平均による複合指標を選定しました。	令和7（2025）年に進捗度が100%（乖離が0）となるよう、各年度ごとの目標値は、令和7（2025）年に近づくとつれて加速度的に進捗度が増加すると見込んで目標設定しました。	48.5%	79.0%
121	副指標	変更	看護師等学校養成所の定員に対する県内就業者の割合	看護職員の確保については、これまでに看護師等修学資金貸付事業などさまざまな看護職員確保対策に取り組んできましたが、依然として県内の看護職員不足が続いています。看護職員を確保するため、県内看護師等学校養成所において看護師等を養成していますが、さらなる県内就業率の向上を目指し、指標として「看護師等学校養成所の定員に対する県内就業者の割合」を選定しました。	三重県内看護師等学校養成所卒業生就業調査に基づき、定員に対する県内就業率を算出し、過去に最も高い就業率（71.4%）まで定員に対する県内就業率を近づけることを目標としました。	70.2% (30年度)	71.4%
122	主指標	継続	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護度が重度の特別養護老人ホーム入所待機者の解消が必要であることから選定しました。	第7期介護保険事業支援計画（平成30年度～令和2年度）に基づくこれまでの入所待機者数の解消の実績と、令和2年度の整備計画数をふまえて、3年後の令和4年度において、入所待機者が解消されることを目標に数値を設定しました。	210人 (30年度)	0人
122	副指標	継続	特別養護老人ホーム施設整備定員数（累計）	介護度が重度の特別養護老人ホーム入所待機者のため、計画的に施設整備を行うことを目指して選定しました。	第7期介護保険事業支援計画に基づくこれまでの特別養護老人ホームの整備の実績及び令和2年度の整備計画数をふまえて、入所待機者の見込数からその解消に必要な床数を算出し、整備定員数を設定しました。	10,408床 (30年度)	10,998床

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
122	副指標	新規	県内の介護職員数	介護従事者の確保は、ハローワーク、求人広告等でも行われており、これらを含む県全体の就職者数が人材の確保の状況を示していると考えられることから選定しました。	国の第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数では、令和2年度に32,513人、令和7年度に35,854人の需要見込みとされていることから、現状値から令和2年度実績までの目標値については平均1,565人の増加と見込み、令和2年度実績から令和4年度実績までの目標値については平均668人の増加と見込み、目標値を33,849人と設定しました。	27,818人 (29年度)	33,849人 (4年度)
123	主指標	継続	75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数（年齢調整後）	がんは県民の疾病による死因の第1位であり、今後も増加していくと予想されます。県民の生命と健康をがんから守るためには、がんを予防・早期発見し、早期に適切な治療を行うことで、がんによる死亡者数を減少させる必要があることから選定しました。	本県における75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数は、全国平均より8.4%低く、全国5位に改善しています。一方、本県より上位の4県における全国平均との差をみると、平均で11%低い状態です。三重県がん対策推進計画（第4期三重県がん対策戦略プラン）では、目標値を全国平均よりもマイナス10%以上として設定していますが、今後も引き続き全国トップクラスを維持し、がんによる死亡者数のさらなる低減をめざすため、目標値を全国平均よりもマイナス11%として設定しました。	67.4 (29年度)	60.9 (4年度)
123	副指標	継続	がん検診受診率（乳がん、子宮頸がん、大腸がん）	乳がん検診、子宮頸がん検診および大腸がん検診は、がんの中でも高い検診効果が期待され、がん検診受診率の向上が県民の生命、健康を守る上で有効であることから選定しました。	三重県がん対策推進計画の目標値である、50%をがん検診受診率の目標値として設定しました。なお、女性特有のがんについては、若い世代から発症するリスクが高いことから、より一層がん検診を推進していくため、さらに上乗せし、1割増の55%を目標値として設定しました。	乳がん 41.1% 子宮頸がん 47.8% 大腸がん 26.8% (29年度)	乳がん 55.0% 子宮頸がん 55.0% 大腸がん 50.0% (4年度)
123	副指標	継続	がん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携標準拠点病院指定数	県内のがん患者がその居住する地域に関わらず適切ながん医療を受けられるよう、標準的・集学的治療の均てん化を図ることが必要であり、がん診療連携体制の一層の充実・強化を図るため、がん診療の拠点となる医療機関の整備を推進する必要があることから選定しました。	がん対策推進協議会において、県内のがん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携標準拠点病院の整備については、10か所程度が適切とされていることから、目標値を設定しました。	7か所 (30年度)	10か所

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
123	副指標	継続	がん患者等の就労について理解を得られた企業数（累計）	がん医療の進歩により、がん患者・経験者が長期生存し、働きながらかん治療を受けられる可能性が高まっています。がん患者は、治療に必要な休暇や、治療後の後遺症などから、就労継続が困難な状況になることもあります。そのため、各種制度はもとより、雇用主や同僚の理解を深めることが必要であることから選定しました。	事業所の管理者や人事担当者等にかん患者の支援について理解を求めていくことをめざし、その目標値として県内の従業員50人以上の事業所数である2,286事業所を設定しました。	1,045社 (30年度)	2,286社
124	主指標	継続	健康寿命	生涯を通じて健康的な生活を送るためには、健康寿命の延伸が重要であることから選定しました。	平均寿命と健康寿命の差を縮めるため、健康寿命の伸びの目標値を平均寿命の伸びを1割上回る値（男性0.23歳、女性0.11歳）に設定しました。	男性78.5 女性80.9 (29年度)	男性79.6 女性81.4 (4年度)
124	副指標	継続	特定健康診査受診率	特定健康診査の受診率の向上により、これまで見つけられなかった生活習慣病予備群の早期発見が可能となり、その後の特定保健指導や医療機関受診へつなぐことで発症予防や重症化を防ぐことができることから選定しました。	三重県の特定健康診査受診率の過去4年間における平均伸び率は1.175ですが、さらに受診率を伸長させるために、過去4年間の伸長率の最高値（1.5）を目標に設定しました。	52.2% (29年度)	59.7% (4年度)
124	副指標	新規	フッ化物洗口を実施している施設数（累計）	12歳児のむし歯の状況の改善を図るため、むし歯予防の効果が高いフッ化物洗口を実施している施設を選定しました。	平成30年度末現在で、フッ化物洗口を実施している幼稚園・保育所等は145施設で、年平均で約10施設ずつ増加しています。フッ化物洗口は、永久歯に生え変わる4歳から14歳までの期間に、継続的に実施することがむし歯予防に大きな効果をもたらすことから、フッ化物洗口を実施する施設がこれまで以上に増加するよう、年間20施設ずつ増やしていくことを目標に設定しました。	159施設 (30年度)	259施設
144	主指標	継続	やむを得ず殺処分を行った犬・猫の数	殺処分数は、動物愛護の普及啓発、譲渡事業、引取りを減らす取組等の動物愛護管理に関する施策を総合的に行うことで減少することから選定しました。	犬・猫の殺処分がなくなることをめざす必要があることから設定しました。	115匹 (30年度)	0匹

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
144	副指標	変更	県内の医薬品等製造施設のうち不良医薬品等を出さなかった施設の割合	医薬品等の安全性を確保するためには、医薬品等製造施設に対する監視等を徹底し、不良医薬品等の発生を防止する必要があることから、重篤な健康被害の原因となる不良医薬品等や健康被害の原因となる可能性のある不良医薬品等を出さなかった施設の割合を指標として選定しました。	医薬品等による健康被害のリスクをなくすことをめざし、県内の医薬品等製造施設のうち不良医薬品等を出さなかった施設の割合100%を目標値として設定しました。	98.8% (30年度)	100%
144	副指標	新規	献血を行った10代の人数	近年、全国的にも若年層の献血率の低下が課題となっていることに加え、少子高齢化が進むことが見込まれる中、将来にわたり安定して血液を供給していくためには、若年層の献血への協力が必要不可欠であることから選定しました。	これからの献血を担う10代の献血者数を他の年代と同水準まで引き上げ、その数を安定的に確保していく必要があることから、設定しました。	2,095人 (30年度)	2,400人
144	副指標	変更	薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた県内学校の児童生徒等の人数	近年、若年層における大麻などの薬物乱用の広がりや、憂慮すべき状況となっており、県内の小中学校、高等学校の児童生徒や大学生等を対象とした講習会等を実施し、青少年の薬物乱用防止に関する意識の向上を図る必要があることから選定しました。	薬物乱用防止に対する正しい知識の浸透を図るため、成長にあわせ、小中学校、高等学校や大学等の各課程において一度は薬物乱用防止教育に受ける機会が得られるよう目標値を設定しました。	54,702人 (30年度)	58,000人
144	副指標	継続	健康被害が発生しなかった生活衛生営業施設の割合	県民が安心して生活衛生営業施設を利用するためには、健康被害の発生はあってはならないことから選定しました。	全ての生活衛生営業施設において、健康被害が発生しない必要があることから設定しました。	100% (30年度)	100%
145	主指標	新規	HACCPに適切に衛生管理を適用している施設の割合	食品衛生法の改正に伴い、全ての食品事業者は、法が施行される令和2年6月※までにHACCPに沿った衛生管理を導入しなければならないことから設定しました。 ※法施行後、さらに1年間の経過措置期間が設けられています。	全ての食品事業者においてHACCPに沿った衛生管理が適切に導入されている必要があることから設定しました。	-	100%
145	副指標	新規	食品表示を適切に行っている食品関連事業者の割合	平成27(2015)年4月の食品表示法の施行に伴い、全ての食品関連事業者は、経過措置期間が終了する令和2(2020)年4月から同法に基づいた食品の表示を行わなければならないことから設定しました。	全ての食品関連事業者において食品表示法に基づく適切な表示が行われている必要があることから設定しました。	100% (30年度)	100%

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
145	副指標	新規	特定家畜伝染病発生防止率	畜産物の安全・安心を確保するためには、発生農場での全頭（羽）殺処分が必要な高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生および感染拡大を防止する必要があることから、CSFや高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の発生防止率を選定しました。	畜産物の安全・安心を確保するため、すべての農場において、飼養衛生管理基準が遵守され、家畜伝染病の発生および感染拡大が100%防止されていることを目標に設定しました。	81.9%	100%
146	主指標	継続	危険性の高い感染症発生数うち集団発生が抑止できた割合	一、二、三類感染症の集団発生が生じないように啓発を行うとともに、発生した場合は、迅速な連携と適切な対応により、発生を小規模に抑えることが重要であることから選定しました。	一、二、三類感染症の集団発生を起ささない、もしくは小規模に抑えることが重要であるため、患者発生数のうち、集団発生を抑止できた数の割合を100%とすることを目標として設定しました。	100% (30年度)	100%
146	副指標	継続	感染症危機管理に関する訓練実施率	感染症危機管理体制の整備には、平常時から、医療機関、警察、消防等との連携による訓練の実施が必要であることから、本庁および全保健所において、実施することを目標として選定しました。	本庁、保健所、医療機関および警察等の担当者等が、異動により入れ替わっても常に対応できることが必要であることから設定しました。	50.0% (30年度)	100%
146	副指標	新規	定期接種における麻しん、風しんワクチンの接種率	近年、増加傾向にある麻しん、風しんの感染を防止するためには、2回の予防接種により免疫を獲得することが重要であることから選定しました。	麻しん、風しんの感染を防止するためには、2回の予防接種により免疫を獲得することが重要であることから、接種率100%を目標値として選定しました。	95.6% (30年度)	100%